

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月25日
【四半期会計期間】	第136期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	明治機械株式会社
【英訳名】	Meiji Machine Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 豊三郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田多町二丁目2番地22
【電話番号】	03 - 5295 - 3511（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 高工 弘
【最寄りの連絡場所】	栃木県足利市鹿島町1115番地（足利工場）
【電話番号】	0284 - 62 - 1321（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部部長 山口 昌廣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年2月10日に提出いたしました第136期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）の四半期報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）業績状況の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

（1）業績状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（2）業績状況

（訂正前）

なお、平成23年11月15日付の株式譲渡により、シンヨー株式会社は当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

（訂正後）

なお、平成22年11月15日付の株式譲渡により、シンヨー株式会社は当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。